

公益社団法人松戸市シルバー人材センターコンプライアンス  
委員会設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)における法令遵守や倫理規範の遵守を目的として、コンプライアンス(法令や規則を守ること。)に関する監視・改善を行うため、公益社団法人松戸市シルバー人材センターコンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) センターの内部ルールや倫理規範の整備、センターの役員(以下「役員」という。)、センターの職員(以下「職員」という。)及びセンターの会員(以下「会員」という。)が法令を遵守できるようコンプライアンスの指針を示す。
- (2) 役員、職員及び会員がコンプライアンスを守れているかを監視し、違反があった場合の対応策を検討する。
- (3) コンプライアンスに関する教育プログラムを実施し、役員、職員及び会員に法令や規範の重要性を周知する。
- (4) 違反事例や改善が必要な点を分析し、センターの内部統制を強化するための提案を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は5名以内とし、それぞれに推薦をされたセンターの監事(以下「監事」という。)1名、センターの理事(以下「理事」という。)男女各1名、職員男女各1名により構成し理事長が委嘱する。

- 2 委員長は監事、副委員長は理事をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、センター庶務係において処理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。